

土庄町部活動地域展開推進計画

令和8年4月現在
土庄町教育委員会

第1章 土庄町の部活動の地域展開における方向性

学校の部活動は、少子化の影響を受け、そのスポーツ・文化芸術環境を支え切れない状況になっている。今後、部活動の維持が困難になっても、学校と地域が連携・協働し、土庄町の子どもたちが、将来にわたってスポーツや文化芸術に継続して親しむことができるように環境を整備することとする。また、土庄町の子どもたちが地域の中で活動する機会が拡大されることで、地域に育てられ、地域を大切に思う子どもの育成を図る。さらには、地域とともにある学校を推進し、学校における働き方改革にもつなげることにより、学校教育の質の向上を図っていきたいと考える。

まずは、休日の部活動から段階的に地域に展開することを基本として、可能な競技等から順次地域展開を行うこととする。

第2章 土庄町教育委員会の取組とスケジュールについて

1 取組の方向性

① 生徒等の実情に応じた機会の確保

地域展開後の活動内容については、現行の部活動の課題や地域の実情を踏まえ、部活動顧問や生徒、保護者の志向等についてのアンケート調査をしたうえで検討を進めてきた。生徒のニーズに応じつつ、大会での成績等を重視した活動に偏らないように、できる限り、学校の部活動の意向が活かされた地域クラブへの移行を目指したいと考える。

② 地域クラブ活動と学校及び小豆島町との連携

国のガイドラインでは、地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えられていることから、学校と地域が連携し、学校における部活動の教育的意義が継承・発展されるよう取り組んでいくこととする。

また、部活動の地域展開に向けて、各校の部活動状況の情報交換をしながら2町の中学校合同チームを検討する。また、地域クラブ活動と学校の部活動で指導者が異なる状況が生まれることから、両者の関係者が常に連携して指導する体制づくりが重要であると考えている。

③ 対象校の取組手順について

まずは土庄中から検討していく。豊島中については、地理的条件等を踏まえ、指導者の確保等、今後の状況を見ながら検討に入れる時期を見極める。

2 具体的な取組の検討内容

① 実施団体等の整備に向けた検討会（準備委員会）の実施

地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の整備を進めるため、令和5年度には、町内の体育協会及び各運営団体（少年団、地域のスポーツ団体、文化芸術団体、民間事業者等）に向けた周知会及び関係者によるフォーラムを年3回実施してきた。令和6年度は、部活動地域移行準備委員会を、年に3回開催し、具体的な取組について協議してきた。令和7年度は土庄町中学校部活動地域展開推進協議会を設置し、年間の取組の推進状況及び次年度への課題や方向性の確認のために協議会を年2回開催した。令和8年度からは、改革実行期間として、土日、平日の地域展開に向けてより具体的に協議し実行していく。

② 指導者の確保等

本町の課題である指導者の確保に向けては、各競技団体と協議を重ねる中で、地域の人材等の実態把握に努める。また、指導者の確保等が見込まれ、学校の意向に沿った地域展開ができる競技等があれば、できる限り早期に取り組みようにする。これにより、他の競技団体にとってのモデルとなるとともに、地域全体の見通しが生まれると考える。

地域指導者候補者の確保ができれば、まずは、土日の部活動へ外部指導者としての参加を通して、部活動の生徒や顧問とのマッチングを進める。その際、部活動顧問の意向を尊重し、あくまでも部活動をサポートする目的で支援してもらう。

今後、適任となる指導者が見つからない場合には、県の人材バンクの活用や小豆島町との連携を検討する場合もある。また、現在、地元の子どもが在籍する地域の既存のクラブチームへの受け皿依頼についても、現在の部活動にない種目等も含め、随時検討を進める。

③ 指導を希望する教職員の兼職兼業への整備

地域クラブでの指導を希望する教員等が兼職兼業の許可を得て、地域クラブでの指導に従事できるよう、兼職兼業の運用についての考え方を教職員へ示していく。また、兼職兼業を希望する際には、教員本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、勤務校での業務への影響や、教員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことを勘案したうえで許可する。

④ スポーツ・文化活動を行う施設・設備等の確保

地域クラブの活動場所としては、生徒や保護者に負担のかからないように学校施設の活用を中心に検討するが、地域の実情に応じて、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設等の活用も検討する。また、高等学校との連携や小豆島町との連携等を協議する場合もある。

学校施設の管理運営には、負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、土日に利用の際の管理者を明確にするなどの管理マニュアル等を整備する。

さらには、用具等の使用については、学校の用具、各施設の用具、各自の用具等については、基本的には部活動で使用するものを活用するが、各競技別に状況が様々であるため、それぞれで対応を協議する。

⑤ 費用負担の軽減

地域クラブ活動に参加する費用が、保護者にとって大きな負担となって生徒の地域クラブ活動への参加が妨げられる可能性が考えられる。そこで、地域クラブ活動が公共施設等を活

用する場合には使用料の減免又は無料での対応を検討する。また、経済的に困窮する家庭への支援対策が必要な場合は、(参加費用等)について検討を進める。

3 地域展開への手順

学校の部活動から、地域クラブ活動への移行の手順として、次のように各段階を想定している。

① ニーズ及び各競技団体の把握 (R5)

各競技等の協会の代表者に対し、ふさわしいと判断できる競技指導者等の推薦を依頼する。協会等からの推薦がされない場合は、保護者・部活動顧問への聞き取りやアンケート調査を行い、それぞれのニーズを把握する。

部活動顧問と地域指導者との連携を図り、今後の推進方策等を検討するフォーラムを3回実施し、次年度の取組の方向性や実際に関係性を構築する契機とする。

② 部活動地域移行準備委員会の設置 (R6)

町教育委員会(事務局)、地域の各スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる準備委員会を設置する。

各部活動ごとに、地域移行に向けた地域指導者とのマッチングをできるところから実施する。

③ 土庄町部活動地域展開推進協議会の設置 (R7)

土庄町部活動地域展開推進協議会の設置し、年間の取組の推進状況及び運営上の課題や方向性の確認を行う。登録した部活動指導員には安全面やコンプライアンスの研修を実施する。

④ 改革実行期間としての取組 (R8~R10)

地域展開に向けて、小豆島町と協議して合同チームで取り組める部は実施していく。土庄町部活動地域展開推進協議会で協議し、指導者の登録、生徒が希望する競技・活動ごとにおいて指導者と学校の連携、活動上の課題や方向性について協議し、実行していく。

年間の取組の推進状況及び運営上の課題や方向性の確認を行う。登録した部活動指導員には安全面やコンプライアンスの研修を実施する。

⑤ 運営団体・実施主体の決定

各競技団体(協会)からの推薦等により指導者等を選定するとともに、運営団体としては、基本的に町教育委員会が担うが、小豆島町との連携等の場合は、協議する。

⑥ 地域人材としての指導者の確保等について

○ 地域の人材の把握

・町内の競技団体及び文化団体からの推薦者を選定し、部活動指導員として依頼し登録する。

○ 教員の兼職・兼業

・希望する教員に対する兼職・兼業の規定や運用方針を整備する。

○ 他町、高校・企業等との連携

- ・ 高校との連携を検討する。小豆島町教育委員会と協議を行う。
- ・ 民間事業者や営利企業の運営する地域クラブ団体との連携も検討する。

4 土庄町部活動地域展開推進協議会における運営方針等の協議

土庄町部活動地域展開推進協議会において、以下の運営方針等を協議し、方向性を共有する。

① 運営方針等の協議

地域クラブ活動を通じて、どのような人材を育成するのか。いつまでにどのような方策が必要かといった運営方針等について協議し、関係者間で共有する。

② 活動する種目等の決定

学校の部活動をそのまま地域に移すことは困難な状況があるため、地域の実情やニーズに応じて対応等を検討しつつ地域指導者とのマッチングを進め、実施が可能となった競技等から試行する。

ニーズはあるものの、単独地域で実施できない競技等については、小豆島町と連携した形で地域クラブを運営できないか検討する。

③ 休養日と活動時間の設定（共有）

部活動ガイドラインに沿った休養日と活動時間を設定する。学校部活動と連携した練習計画を設定する。

（土庄町立学校における部活動ガイドライン【R2策定】）

【休養日】

- ・ 週当たり2日以上（平日：少なくとも1日、週末：少なくとも1日）
ただし、週末に試合や大会等があるときは、平日に振り替える。
- ・ 年間を通して、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【1日の活動時間】

- ・ 平日：2時間程度、学校の休業日：3時間程度とする。
- ・ 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

④ 費用負担の検討

運営費用として、指導者の報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体・実施主体の事務に係る費用などについては町費負担とするか、補助金対応とするか、参加者負担とするか等の検討が必要となる。

保護者に対しては、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等の設定になるよう検討する。その場合は、周知会等を通して、保護者等の理解を得ることが必要となる。

⑤ 保護者、地域への情報発信（周知会等）

地域クラブ活動の会費について、サービスの対価という趣旨だけではなく、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体の運営を担う一員として分担するものという意識を醸成しつつ、生徒や保護者も、地域クラブ活動の運営に積極的に協力できるよう、保護者や地域への情報発信を行う。

⑥ 活動の開始時期の決定

準備のできた競技等から、指導者等を選定・登録し実施する。その場合、顧問とともに指導に加わることで、活動内容及び指導方法等の引継ぎを行う。休日指導が可能となった競技等から、土日の指導者単独の指導を開始する

⑦ 保険の加入

指導者や参加する生徒に対して、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険の加入を義務付ける。

※スポーツ安全保険

⑧ ハラスメント等の根絶

生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む。そのために、町教委は実施主体（地域クラブ・指導者）に対して適宜、指導助言を行うとともに、指導者研修を計画・実施する。

⑨ トラブル等への対応

指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応について、町教委が相談窓口となり、公平・公正に対処する。その場合、実施主体や学校と連携しながら対応できる仕組みを整備する。